

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月30日認可した。

令和7年11月7日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新造川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南天満地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）桶樋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山地区